

# 重要事項説明書

社会福祉法人創生会  
グッドタイムサポート・宮島

(広島県指定 事業者番号 3472701907)

(廿日市市指定 事業者番号 3472701907)

1 訪問介護、訪問介護型サービス、生活援助型訪問サービスを提供する事業者

事業者の名称	社会福祉法人創生会
代表者の氏名	理事長 伊東 慎太郎
法人の種別	社会福祉法人
事業者の所在地	福岡県福岡市東区雁の巣一丁目7番25号
事業者の連絡先	電話：092-607-1111

2 訪問介護、訪問介護型サービス、生活援助型訪問サービスを提供する事業所

事業所の名称	グッドタイムサポート・宮島
指定事業所番号	広島県指定 3472701907
初回指定年月日	令和4年4月1日
管理者の氏名	和氣 聡
事業所の所在地	広島県廿日市市阿品四丁目51番26号
事業所の連絡先	電話：(0829) 36-1660 FAX：(0829) 36-1689
営業日	月曜日～金曜日 ※ 祝祭日及び年末年始（12月30日～1月3日）を除く
営業時間	9：00～18：00
通常の実施地域 (訪問介護)	廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村、宮島町を除く）、 広島市佐伯区（湯来町を除く）、大竹市
通常の実施地域 (訪問介護型サービス、生活援助型訪問サービス)	廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村、宮島町を除く）

3 職員の職種及び員数

(1) 訪問介護、訪問介護型サービス

職種	員数	勤務形態及び員数	保有資格
管理者	1名	常勤専従1名	社会福祉主事任用資格
サービス提供責任者	1名	常勤兼務1名	介護福祉士
訪問介護員	12名	常勤兼務1名（再掲）	介護福祉士
		常勤専従2名	介護福祉士
		非常勤専従9名	介護福祉士3名 介護職員初任者研修修了者等6名

(2) 生活援助型訪問サービス

職種	員数	勤務形態及び員数	保有資格
管理者	1名	常勤専従1名	社会福祉主事任用資格
訪問事業責任者	1名	常勤兼務1名	介護福祉士
生活支援員	12名	常勤兼務1名(再掲) 常勤専従2名	介護福祉士 介護福祉士
		非常勤専従9名	介護福祉士3名 介護職員初任者研修修了者等6名

4 職種別職務内容

(1) 訪問介護、訪問介護型サービス

職種	職務内容
管理者	従業員の管理及びその業務の一元的な管理を行う。
サービス提供責任者	サービス利用の調整、訪問介護計画等の作成、訪問介護員への技術指導等を行う。
訪問介護員	訪問介護、訪問介護型サービスの提供を行う。

(2) 生活援助型訪問サービス

職種	職務内容
管理者	従業員の管理及びその業務の一元的な管理を行う。
訪問事業責任者	サービス利用の調整、生活援助型訪問サービス計画等の作成、生活支援員への技術指導等を行う。
生活支援員	生活援助型訪問サービスの提供を行う。

5 事業の目的

居宅において、要介護状態、要支援状態、事業対象者の認定を受けた利用者に対して、適切な訪問介護、訪問介護型サービス、生活援助型訪問サービスを提供することを目的とします。

6 事業の運営方針

事業の運営方針は、次に掲げるところによるものとします。

- (1) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った訪問介護、訪問介護型サービス、生活援助型訪問サービスの提供に努めます。
- (2) 訪問介護を提供する訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿ったうえで入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。
- (3) 訪問介護型サービスを提供する訪問介護員等は、利用者が可能な限りその居宅におい

て、要支援状態の維持若しくは改善を図るとともに、要介護状態となることを予防するため、自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護型サービス計画を作成し、計画に沿ったうえで入浴、排泄、食事の介護、その他全般にわたる援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持及び向上を目指します。

- (4) 生活援助型訪問サービスを提供する生活支援員等は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図るとともに、要介護状態となることを予防するため、自立した日常生活を営むことができるよう生活援助型訪問サービス計画を作成し、計画に沿ったうえで、介護保険法に定める調理、洗濯、掃除等の日常生活の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持及び向上を目指します。
- (5) 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市区町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の介護保険居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 7 訪問介護、訪問介護型サービスの内容

訪問介護員を利用者の居宅へ派遣し、次に掲げる各種サービスを提供します。

### (1) 身体介護中心型

専ら以下に掲げる身体介護を行う場合や、主として「身の回り介護」及び「生活介護」を行うとともにこれに関連して若干の生活援助を行う場合に算定されます。

#### ① 動作介護

体位交換、移動介助、移乗介助、起床介助、就寝介助等

#### ② 身の回り介護

排泄介助、部分清拭、部分浴介助、整容介助、更衣介助等

#### ③ 生活介護

食事介助、全身清拭、全身浴介助等

### (2) 生活援助中心型

専ら以下に掲げる生活援助を行う場合や、主として生活援助を行い、これに関連して若干の「動作介護」を行う場合に算定されます。

- ・ 生活援助

調理、掃除、洗濯、買い物等

## 8 生活援助型訪問サービスの内容

生活支援員を利用者の居宅へ派遣し、介護保険法に定める調理、洗濯、掃除等の日常生活の支援に係るサービスを提供します。

## 9 利用料金

### (1) 訪問介護型サービスの利用料金

要支援認定、事業対象者認定を受けられた利用者の方で、訪問介護型サービスを利用される方は、次に掲げる利用料金が必要となります。なお、基本部分の単位数（利用者負担）は、原則 1 ヶ月あたりの定額利用料 となっており、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。

区分	算定項目	単位数	利用者負担（※1）
基本部分 （※2）	【週 1 回程度】	1,176	約 1,201 円
	【週 2 回程度】	2,349	約 2,398 円
	【週 3 回程度】	3,727	約 3,805 円
出来高	【1 回】（※3）	287	約 293 円
加算部分 等	初回加算（※4）	200	約 205 円
	生活機能向上連携加算Ⅰ（※5）	100	約 103 円
	生活機能向上連携加算Ⅱ（※6）	200	約 205 円
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（※7）	1 ヶ月につき所定単位数の 5%	
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（※8）	1 ヶ月の利用単位数合計の 13.7%	
	特定処遇改善加算（Ⅱ）（※9）	1 ヶ月の利用単位数合計の 4.2%	
	介護職員等ベースアップ等支援加算（※10）	1 ヶ月の利用単位数合計の 2.4%	

（※1）介護報酬 1 単位当たりの単価：10.21（7 級地）

（※2）【週 3 回程度】については、要支援 2 の認定を受けられた利用者の方のみが利用の対象となります。

（※3）プランが月 1～3 回の場合は出来高での区分となり、利用料は利用回数に応じた額となります。（月 3 回まで）

（※4）新規に訪問介護型サービス計画を作成し、初回のサービスが提供された月にサービス提供責任者がサービスを提供する場合、または訪問介護員に同行する場合に、1 ヶ月につき 200 単位を算定します。

（※5）介護予防訪問・介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、生活機能の向上を目的とした訪問介護型サービス計画を作成し、これに基づいてサービス提供を行った場合において、サービス提供月以降 3 ヶ月間、1 ヶ月につき 100 単位を算定します。

（※6）介護予防訪問・介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師がリハビリテーションの一環として利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行するとともに、生活機能の向上を目的とした訪問介護型サービス計画を作成し、これに基づいてサービス提供を行った場合において、サービス提供月以降 3 ヶ月間、1 ヶ月につき 200 単位を算定します。

（※7）厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域

を越えてサービスを行った場合に算定します。この場合、「その他の費用」に掲げる交通費は発生しません。

- (※8) 1ヵ月の当事業所における利用単位数の合計の13.7%分の単位数を算定します。
- (※9) 1ヵ月の当事業所における利用単位数の合計の4.2%分の単位数を算定します。
- (※10) 1ヵ月の当事業所における利用単位数の合計の2.4%分の単位数を算定します。

## (2) 生活援助型訪問サービスの利用料金

要支援認定、事業対象者の認定を受けられた利用者の方で、生活援助型訪問サービスを利用される方は、次に掲げる利用料金が必要となります。なお、基本部分の単位数(利用者負担)は、原則1ヵ月あたりの定額利用料となっており、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。

区分	算定項目	単位数	利用者負担 (※1)
基本部分 (※2)	【週1回程度】	990	約1,011円
	【週2回程度】	1,977	約2,019円
	【週3回程度】	3,136	約3,202円
出来高	【1回】(※3)	267	約272円
	初回加算 (※4)	200	約205円
	生活機能向上連携加算Ⅰ (※5)	100	約103円
	生活機能向上連携加算Ⅱ (※6)	200	約205円
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 (※7)	1ヵ月につき所定単位数の5%	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (※8)	1ヵ月の利用単位数合計の13.7%	
	特定処遇改善加算(Ⅱ) (※9)	1ヵ月の利用単位数合計の4.2%	
	介護職員等ベースアップ等支援加算 (※10)	1ヶ月の利用単位数合計の2.4%	

- (※1) 介護報酬1単位当たりの単価：10.21(7級地)
- (※2) 【週3回程度】については、要支援2の認定を受けられた利用者の方のみが利用の対象となります。
- (※3) プランが月1～3回の場合は出来高での区分となり、利用料は利用回数に応じた額となります。(月3回まで)
- (※4) 新規に生活援助型訪問サービス計画を作成し、初回のサービスが提供された月に訪問事業責任者がサービスを提供する場合、または生活支援員に同行する場合に、1ヵ月につき200単位を算定します。
- (※5) 介護予防訪問・介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、生活機能の向上を目的とした生活援助型訪問サービス計画を作成し、これに基づいてサービス提供を行った場合において、サービス提供月以降3ヵ月間、1ヵ月につき100単位を算定します。
- (※6) 介護予防訪問・介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師がリハビリ

テーションの一環として利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行するとともに、生活機能の向上を目的とした生活援助型訪問サービス計画を作成し、これに基づいてサービス提供を行った場合において、サービス提供月以降3ヵ月間、1ヵ月につき200単位を算定します。

(※7) 厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービスを行った場合に算定します。この場合、「その他の費用」に掲げる交通費は発生しません。

(※8) 1ヵ月の当事業所における利用単位数の合計の13.7%分の単位数を算定します。

(※9) 1ヵ月の当事業所における利用単位数の合計の4.2%分の単位数を算定します。

(※10) 1ヵ月の当事業所における利用単位数の合計の2.4%分の単位数を算定します。

### (3) 訪問介護の利用料金

要介護1から要介護5の認定を受けられた利用者の方は、次に掲げる利用料金が必要になります。

区分	算定項目	単位数	利用者負担 (※1)
生活援助中心	サービス提供時間 20分以上 45分未満	179	約 182 円
	サービス提供時間 45分以上	220	約 224 円
身体介護中心	サービス提供時間 20分未満	163	約 166 円
	サービス提供時間 20分以上 30分未満	244	約 249 円
	サービス提供時間 30分以上 60分未満	387	約 395 円
	サービス提供時間 60分以上 90分未満	567	約 578 円
	サービス提供時間 90分以降 30分ごと	82	約 83 円
	身体介護に引き続き 20分以上の生活援助	65	約 66 円
	身体介護に引き続き 45分以上の生活援助	130	約 132 円
加算部分等	初回加算 (※2)	200	約 205 円
	生活機能向上連携加算 I (※3)	100	約 103 円
	生活機能向上連携加算 II (※4)	200	約 205 円
	緊急時訪問介護加算 (※5)	100	約 103 円
	2人の訪問介護員等によるサービス提供 (※6)	所定単位数の 200%	
	夜間又は早朝におけるサービス提供 (※7)	所定単位数の 25%	
	深夜におけるサービス提供 (※7)	所定単位数の 50%	
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 (※8)	1ヵ月につき所定単位数の 5%	
	介護職員処遇改善加算 (I) (※9)	1ヵ月の利用単位数合計の 13.7%	
特定処遇改善加算 (II) (※10)	1ヵ月の利用単位数合計の 4.2%		
介護職員等ベースアップ等支援加算 (※11)	1ヶ月の利用単位数合計の 2.4%		

- (※1) 介護報酬 1 単位当たりの単価：10.21（7 級地）
- (※2) 新規に訪問介護計画を作成し、初回のサービスが提供された月にサービス提供責任者がサービスを提供する場合、または訪問介護員に同行する場合に、1 ヶ月につき 200 単位を算定します。
- (※3) 訪問・通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、これに基づいてサービス提供を行った場合において、サービス提供月以降 3 ヶ月間、1 ヶ月につき 100 単位を算定します。
- (※4) 訪問・通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師がリハビリテーションの一環として利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行するとともに、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、これに基づいてサービス提供を行った場合において、サービス提供月以降 3 ヶ月間、1 ヶ月につき 200 単位を算定します。
- (※5) 利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画にないサービスを緊急的に行った場合に算定します。
- (※6) 利用者の身体的理由、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為、その他利用者の状況から判断して、1 人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合であるとともに、利用者又はその家族等から同意を得ている場合に算定します。
- (※7) 夜間（18 時～22 時）、早朝（6 時～8 時）、深夜（22 時～翌 6 時）の時間帯において、サービスを提供した場合に算定します。
- (※8) 厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービスを行った場合に算定します。この場合、「その他の費用」に掲げる交通費は発生しません。
- (※9) 1 ヶ月の当事業所における利用単位数の合計の 13.7%分の単位数を算定します。
- (※10) 1 ヶ月の当事業所における利用単位数の合計の 4.2%分の単位数を算定します。
- (※11) 1 ヶ月の当事業所における利用単位数の合計の 2.4%分の単位数を算定します。

## 1 0 利用料金の減免制度について

被爆者手帳をお持ちで所得税が非課税である方や市町村民税非課税世帯である老齢福祉年金受給者の方等には、利用料金の減免制度が適用になる場合があります。これらの制度を利用される場合は、市町村から発行される証明書等が必要となります。詳しくは当事業所や担当の介護支援専門員にお尋ねください。

## 1 1 その他の費用

### (1) 交通費

上記2の「通常の事業の実施地域」以外にお住まいの方に対してサービスを提供する場合は、交通費が別途必要となります。

移動に際し、自家用車を使用した場合は通常の事業の実施地域の境界からの距離1キロメートルあたり20円、公共交通機関を使用した場合はその往復運賃をご負担いただきます。

### (2) キャンセル料

サービス利用をキャンセルされる場合は、お早目にご連絡ください。サービス利用のキャンセルにつきましては、次に掲げるとおり、キャンセル料が発生する場合がありますので、ご注意ください。なお、利用者の病変、急な入院や入所、その他やむを得ない事情による中止の場合は、キャンセル料は発生しません。

ご連絡の区分	キャンセル料
サービス利用日の前日18時までにご連絡をいただいた場合	0円
上記以外の時間にご連絡をいただいた場合	1,000円
ご連絡をいただかなかった場合	183単位相当分

### (3) その他

訪問介護員等がサービスを実施するために使用する上下水道、ガス、電気、電話等の費用、同行に係る交通費等についてはご負担ください。

## 1.2 利用料、その他の費用の請求及び支払方法

### (1) 請求方法

- ① 利用料及びその他の費用の額が発生した場合は、サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額にてご請求いたします。
- ② 上記①に係る請求書は、ご利用の明細を付して、利用月の翌月末日までに利用者へ送付いたします。

### (2) 支払方法

- ① 請求書が届きましたら、利用月の翌々月15日までに、次に掲げる方法のいずれかによりお支払いください。なお、(イ)、(ウ)での支払い方法における手数料等については、ご負担をお願いします。
  - (ア) 当事業所事務局での現金支払い。
  - (イ) 当事業所指定の金融機関口座への振込み。
  - (ウ) 利用者が指定する金融機関口座からの引き落とし。
- ② 当事業所は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対して領収書を発行いたします。なお、原則として領収書は再発行しません。

## 1.3 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 和氣聡
-------------	---------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。  
 (3) 苦情解決体制を整備しています。  
 (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。  
 (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。  
 (6) 虐待の防止のための指針を作成します。

#### 1.4 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。  
 (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。  
 (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

#### 1.5 サービスに関する相談及び苦情の受付窓口

当事業所の訪問介護、訪問介護型サービス、生活援助型訪問サービスのサービス提供に関する相談及び苦情については、ご遠慮なく当事業所までお申し出ください。(詳細は別表を参照)

受付窓口	グッドタイムサポート・宮島 ご利用相談室
窓口責任者	管理者 和氣聡
対応時間	月曜日～金曜日 9:00～18:00 ※祝祭日、12月30日～1月3日を除く。
所在地	広島県廿日市市阿品四丁目51番26号
連絡先	電話：(0829) 36-1660 FAX：(0829) 36-1689

#### 1.6 サービスに関する相談及び苦情のその他の窓口

上記以外にも、以下の機関にて相談及び苦情を受け付けております。

広島県社会福祉協議会	所在地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	利用時間	月曜日～金曜日 8:30～17:00 ※祝祭日、年末年始を除く

	連絡先	電話：(082) 254-3419
廿日市市役所高齢介護課 認定・指導グループ	所在地	広島県廿日市市下平良 1-11-1
	利用時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 ※祝祭日、年末年始を除く
	連絡先	電話：(0829) 30-9196
広島県国民健康保険団体連合会	所在地	広島県広島市中区東白島町 19-49
	利用時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 ※祝祭日、年末年始を除く
	連絡先	電話：(082) 554-0783

### 1.7 秘密保持及び個人情報の取り扱い

- (1) 当事業所は、利用者及びその家族等に関する個人情報を以下に掲げる目的以外には使用しません。
  - ① 利用者に対する訪問介護、訪問介護型サービス、生活援助型訪問サービス。
  - ② 介護保険又は廿日市市介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務。
  - ③ 利用者のために行う管理運営業務。
- (2) 事業者、従業者及び従業者であった者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する個人情報を正当な理由なく第三者に提供しません。この守秘義務は、利用契約終了後も継続します。
- (3) 事業者及び従業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を使用しません。
- (4) 事業者及び従業者は、利用者の家族等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の家族等の個人情報を使用しません。
- (5) 従業者教育のための研究会や学会における研究発表等で個人情報を使用する場合は、利用者個人を特定することができないよう、仮名や記号を使用します。
- (6) 事業者は、以下の目的のため、利用者及びその家族等に関する個人情報を第三者に提供する場合があります。
  - ① 市区町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、その他居宅サービス事業者等との連携及び連絡調整等に必要な場合。
  - ② 緊急時における医療機関や主治医、消防や警察等との連携及び連絡調整に必要な場合。
  - ③ 損害賠償等の請求に係る保険会社等への相談や届け出等に必要な場合。
  - ④ 介護保険の保険者等、市区町村や公的機関からの照会に係る回答に必要な場合。
  - ⑤ 外部監査機関、評価機関等への情報提供に必要な場合。

### 1.8 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。

(3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

#### 1 9 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

#### 2 0 損害賠償

- (1) 事業者は、訪問介護、訪問介護型サービス、生活援助型訪問サービスのサービス提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、利用者の置かれた状況を斟酌し、減額することが相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。
- (2) 利用者の故意又は過失が認められ、事業者に損害が生じた場合には、利用者及びその家族等はその損害を賠償するものとします。

#### 1 7 その他の重要事項

- (1) 以下に掲げる事項が発生した場合は、早急に当事業所までお知らせください。内容によっては、介護保険給付が遅延する等、一時的に多額の費用が生じる場合がありますので、ご注意ください。
  - ① サービス利用のキャンセルや利用日時の変更希望がある場合。
  - ② 介護保険証の記載内容に変更が生じた場合。
  - ③ 要介護認定等の申請（新規申請、更新申請、区分変更申請）を行った場合。
  - ④ 負担軽減に係る各種減免制度に関する決定、変更、資格喪失等が発生した場合。
  - ⑤ 生活保護や医療における公費負担制度等に関する決定、変更、資格喪失等が発生した場合。
  - ⑥ 住民票のある住所地が変更となった場合。
- (2) その他、お困りごと等があれば、お気軽にご相談ください。

#### 1 8 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
② なし			

本書2通を作成し、利用者及び事業者が1通ずつを保有するものとします。

訪問介護、訪問介護型サービス、生活援助型訪問サービスのサービス提供の開始にあたり、利用者又はそのご家族等に対して、本書面にに基づき、当事業所の重要事項を説明しました。

< 説明年月日 > 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

< 法人名 > 社会福祉法人創生会

< 法人所在地 > 福岡県福岡市東区雁の巣一丁目7番25号

< 代表者 > 理事長 伊東 慎太郎 \_\_\_\_\_ 印

< 事業所 > グッドタイムサポート・宮島

< 事業者番号 > 広島県指定 3472701907

< 所在地 > 広島県廿日市市阿品四丁目51番26号

< 連絡先 > (0829) 36-1660

< 管理者 > \_\_\_\_\_ 和氣 聡 \_\_\_\_\_ 印

< 説明者 > \_\_\_\_\_ 青山 佳子 \_\_\_\_\_ 印

本書面に基づき、上記内容の説明を受けました。

< 利用者 > \_\_\_\_\_ 印

< 住所 > \_\_\_\_\_

< 連絡先 > \_\_\_\_\_

< 代理人 > \_\_\_\_\_ 印(続柄: \_\_\_\_\_)

< 住所 > \_\_\_\_\_

< 連絡先 > \_\_\_\_\_

## 個人情報使用同意書

私及びその家族等の個人情報につきましては、次に掲げるところにより、サービス担当者会議等において、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

### 1 個人情報を使用する目的

- ① 利用者に対する訪問介護、訪問介護型サービス、生活援助型訪問サービス。
- ② 介護保険又は廿日市市介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務。
- ③ 利用者のために行う管理運營業務。

### 2 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、上記の目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際は、関係者以外には漏洩することのないよう、常に細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録すること。

### 3 個人情報の内容

- ① 氏名、生年月日、年齢、住所、健康状態、既往歴、現病歴、家族状況等、事業者が利用者に対してサービスを提供する際に、必要最低限となる利用者及びその家族等に関する情報。
  - ② 認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見等。
  - ③ その他、事業者がサービスを提供するにあたり、必要となる情報。
- ※ 「個人情報」とは、利用者及びその家族個人に関する情報であって、特定の個人が識別、又は識別され得るものをいいます。

### 4 個人情報を使用する期間

利用契約書に定める契約の有効期間内

以上

令和            年            月            日

利用者	氏名	印（続柄：            ）
	住所	
代理人	氏名	印（続柄：            ）
	住所	
利用者の家族等	氏名	印（続柄：            ）
	住所	

(別表)

・グッドタイムサポート・宮島 相談受付窓口

窓口	担当者	連絡先
管理者	和氣 聡	0829-36-1660
サービス提供責任者	青山 佳子	

### 相談受付プロセス

v-6.1.0

